指定学校変更及び区域外就学取扱要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、安城市市立学校設置条例（昭和３９年条例第２１号）第２条第２項に規定する小学校又は中学校（次条において「市内の小学校又は中学校」という。）において、指定学校変更又は区域外就学をする場合の基準及び手続に関し必要な事項を定めるものとする。

　（用語の定義）

第２条　この要綱において「指定学校変更」とは、学校教育法施行令（昭和２８年政令第３４０号。以下「政令」という。）第５条第２項（第６条において準用する場合を含む。）の規定により教育委員会が指定した市内の小学校又は中学校を、政令第８条の規定により通学区域外の市内の小学校又は中学校に変更して就学することをいう。

２　この要綱において「区域外就学」とは、政令第９条の規定により、市外の小学校又は中学校の児童又は生徒が、市内の小学校又は中学校に就学することをいう。

　（指定学校変更及び区域外就学の許可基準）

第３条　教育委員会は、児童若しくは生徒又はその保護者が別表に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、期間を定めて指定学校変更又は区域外就学を許可することができる。

　（指定学校変更の手続）

第４条　指定学校変更の申請をしようとする児童又は生徒の保護者は、指定学校変更申請書（様式第１）を教育委員会に提出しなければならない。

２　教育委員会は、指定学校変更が相当と認める場合は、指定学校変更前の小学校又は中学校の校長及び指定学校変更後の小学校又は中学校の校長並びに保護者に通知するものとする。

　（区域外就学の手続）

第５条　区域外就学の申請をしようとする児童又は生徒の保護者は、区域外就学申請書（様式第２）を教育委員会に提出しなければならない。

２　教育委員会は、区域外就学が相当と認める場合は、政令第９条第２項の規定により、児童又は生徒の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

３　教育委員会は、前項に規定する協議が成立したときは、区域外就学させる小学校又は中学校の校長及び保護者に通知するものとする。

　（適用除外）

第６条　前３条の規定は、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第８１条第２項に規定する特別支援学級に就学する児童又は生徒には適用しない。この場合における手続については、別に教育委員会の定めるところによる。

２　学校教育法第８１条第３項に規定する特別支援学級（院内学級）に就学する児童については、前２条の規定による申請書の提出を要しない。この場合における手続については、別に教育委員会の定めるところによる。

　(委任)

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

　　　附　則

　この要綱は、平成７年３月２７日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成１６年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年１１月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

　　　　　　　　　　　　　指定学校変更及び区域外就学許可基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事　　由 | 許可期間 | 添付書類 |
| 途中転居 | １　小学校５年若しくは６年又は中学校２年若しくは３年で転学となる場合 | 卒業まで |  |
| ２　小学校１年から４年まで又は中学校１年の学年途中で転学となる場合 | 学年末まで |  |
| ３　自宅の建て替え又は改築のため一時的に学区外に仮移転する場合 | 従前の住所地への転居予定日まで | 仮移転期間又は転居予定年月日及び場所を確認できる書類（建築確認申請書の写し、売買契約書の写し、工事請負契約書の写し等） |
| 転居予定 | ４　住宅登記又は住宅金融支援機構の融資の手続のため、住民登録のみ異動させる場合 | 実際の転居予定日まで |
| ５　住所移転の予定地の属する学区の学校へ就学する場合 | 転居予定日の属する学年初めから |
| 院内 | ６　安城更生病院に入院し、治療中の場合（祥南小学校院内学級） | 退院まで | 学習許可書、退院連絡票等 |
| 留守家庭児童 | ７　両親が共働きのため、学童保育施設又は祖父母宅の近くの学校に就学する場合（小学生まで） | 学年末まで継続する場合は、年度末までに次年度分の申請が必要 | 就労証明書 |
| ８　両親が店舗を経営しており、店舗の近くの学校に就学する場合（小学生まで） | 卒業まで継続する場合は、年度末までに次年度分の申請が必要 | 営業許可書の写し、営業証明書等 |
| 協議地域 | ９　従前から隣接町の町内会に属して諸活動を行っている場合 | 卒業まで | 町内会の証明書 |
| １０　区画整理等による町名変更又は陳情等による見直しで学区の変更があった場合（在学児童・生徒及び兄弟姉妹） | 卒業まで |  |
| その他 | １１　その他義務教育上配慮しなければならない場合 | 借金、離婚その他複雑な家庭事情により、通常の転学手続を行うことができない場合 | 卒業まで | 教育委員会が指示するもの |
| 家庭の事情により、一時的に隣接地域に在住する親戚縁者に児童・生徒を預ける場合 | 事由が解消されるまで |
| いじめ又は不登校により、指定学校以外の学校に就学を希望する場合 | 教育委員会が認める期間 |
| その他指定学校変更又は区域外就学がやむを得ないと認められる場合 | 教育委員会が認める期間 |

様式第１（その１）（第４条関係）

**指定学校変更申請書**

安城市教育委員会

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 注意　１太枠の中のみ記入してください。２申請理由の□には、レ印を付けてください。 | 申請日 | 年　　月　　日 |
|  |  | 続柄（ ） | 生年月日 | 年　　月　　日　 |
|  |
| 連絡先 | （　　　）　　　－ |
| 新しい住所 | 安城市　　　　　町 |
| 今までの住所 | 安城市　　　　　町 |
| 学　年 | フリガナ | 生年月日 |
| 児童生徒氏名 |
| 第　　　学年 |  | 年　　月　　日　 |
|  |
| 第　　　学年 |  | 　　　年　　月　　日　 |
|  |
| 第　　　学年 |  | 　　　年　　月　　日　 |
|  |
| 指定の学校 | 　　　　　　　　　　学校 | 希望の学校 | 　　　　　　　　　　学校 |
| 変更の期間 | 　　　　年　　月　　日　から　　　　　年　　月　　日　まで |
| 申請理由 | □　高学年等の転学（小学校５・６年、中学校２・３年）□　学年途中の転学□　建て替え又は改築による仮移転□　住民登録のみ異動（登記、融資等）（転居予定日　　　　　　年　　月　　日）□　転居予定（転居予定日　　　　　年　　月　　日）□　留守家庭（小学生まで）　　（下校後の行先　　　　　町　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　方）□　両親が他学区に店舗を経営（小学生まで）　　（店舗所在地　　　　　　町　　　　　　　　　　　　店舗名　　　　　　　　）□　隣接町内会所属□　区画整理による町名変更又は学区の変更□　その他（以下に詳しく記入してください。）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※通学方法は、就学希望校に相談してください。 |
| 　指定学校変更の許可を受けるに当たり、教育委員会がこの申請書の写しを指定学校及び就学希望学校に提供することに同意の上、次の事項について誓約します。　１　通学には、細心の注意を払い、保護者が一切の責任を負います。　２　変更の期間の満了後は、直ちに転校させます。 | 許可通知送付先□新しい住所□今までの住所 |

根拠規定　指定学校変更及び区域外就学取扱要綱

様式第１（その２）（第４条関係）

**指定学校変更申請書（市民課窓口専用）**

安城市教育委員会

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 注意　１太枠の中のみ記入してください。２申請理由の□には、レ印を付けてください。 | 申請日 | 年　　月　　日　 |
|  |  | 続柄（　　） | 生年月日 | 年　　月　　日　 |
|  |
| 連絡先 | （　　　）　　　－ |
| 新しい住所 | 安城市　　　　　町 |
| 今までの住所 | 安城市　　　　　町 |
| 学　　年 | フリガナ | 生年月日 |
| 児童生徒氏名 |
| 第　　　学年 |  | 年　　月　　日　 |
|  |
| 第　　　学年 |  | 　　　年　　月　　日　 |
|  |
| 第　　　学年 |  | 　　　年　　月　　日　 |
|  |
| 指定の学校 | 　　　　　　　　　　学校 | 希望の学校 | 　　　　　　　　　　学校 |
| 変更の期間 | 　　　　年　　月　　日　から　　　　　年　　月　　日　まで |
| 申請理由 | □　高学年等の転学（小学校５・６年、中学校２・３年）□　学年途中の転学　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※通学方法は、就学希望校に相談してください。 |
| 　指定学校変更の許可を受けるに当たり、教育委員会がこの申請書の写しを指定学校及び就学希望学校に提供することに同意の上、次の事項について誓約します。１　通学には、細心の注意を払い、保護者が一切の責任を負います。　２　変更の期間の満了後は、直ちに転校させます。 | 許可通知送付先□新しい住所□今までの住所 |

根拠規定　指定学校変更及び区域外就学取扱要綱

様式第２（その１）（第５条関係）

**区域外就学申請書**

安城市教育委員会

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 注意　１太枠の中のみ記入してください。２申請理由の□には、レ印を付けてください。 | 申請日 | 年　　月　　日　 |
|  |  | 続柄（ ） | 生年月日 | 年　　月　　日　 |
|  |
| 連絡先 | （　　　）　　　－ |
| 新しい住所 | 　　　　　　　　市・郡　　　　区・町 |
| 今までの住所 | 　　　　　　　　市・郡　　　　区・町 |
| 学　年 | フリガナ | 生年月日 |
| 児童生徒氏名 |
| 第　　　学年 |  | 年　　月　　日　 |
|  |
| 第　　　学年 |  | 　　　年　　月　　日　 |
|  |
| 第　　　学年 |  | 　　　年　　月　　日　 |
|  |
| 指定の学校 | 　　　　　　　　　　学校 | 希望の学校 | 　　　　　　　　　　学校 |
| 変更の期間 | 　　　　年　　月　　日　から　　　　　年　　月　　日　まで |
| 申請理由 | □　高学年等の転学（小学校５・６年、中学校２・３年）□　学年途中の転学□　建て替え又は改築による仮移転□　住民登録のみ異動（登記、融資等）（転居予定日　　　　　　年　　月　　日）□　転居予定（転居予定日　　　　　　年　　月　　日）□　留守家庭（小学生まで）　　（下校後の行先　　　　　町　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　方）□　両親が他学区に店舗を経営（小学生まで）　　（店舗所在地　　　　　　町　　　　　　　　　　　　店舗名　　　　　　　　）□　その他（以下に詳しく記入してください。）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※通学方法は、就学希望校に相談してください。 |
| 　指定学校変更の許可を受けるに当たり、教育委員会がこの申請書の写しを指定学校及び就学希望学校に提供することに同意の上、次の事項について誓約します。　１　通学には、細心の注意を払い、保護者が一切の責任を負います。　２　変更の期間の満了後は、直ちに転校させます。 | 許可通知送付先□新しい住所□今までの住所 |

根拠規定　指定学校変更及び区域外就学取扱要綱

様式第２（その２）（第５条関係）

**区域外就学申請書（市民課窓口専用）**

安城市教育委員会

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 注意　１太枠の中のみ記入してください。２申請理由の□には、レ印を付けてください。 | 申請日 | 年　　月　　日　 |
|  |  | 続柄（ ） | 生年月日 | 年　　月　　日　 |
|  |
| 連絡先 | （　　　）　　　－ |
| 新しい住所 | 　　　　　　　　市・郡　　　　区・町 |
| 今までの住所 | 　　　　　　　　市・郡　　　　区・町 |
| 学　年 | フリガナ | 生年月日 |
| 児童生徒氏名 |
| 第　　　学年 |  | 年　　月　　日　 |
|  |
| 第　　　学年 |  | 　　　年　　月　　日　 |
|  |
| 第　　　学年 |  | 　　　年　　月　　日　 |
|  |
| 指定の学校 | 　　　　　　　　　　学校 | 希望の学校 | 　　　　　　　　　　学校 |
| 変更の期間 | 　　　　年　　月　　日　から　　　　　年　　月　　日　まで |
| 申請理由 | □　高学年等の転学（小学校５・６年、中学校２・３年）□　学年途中の転学　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※通学方法は、就学希望校に相談してください。 |
| 　指定学校変更の許可を受けるに当たり、教育委員会がこの申請書の写しを指定学校及び就学希望学校に提供することに同意の上、次の事項について誓約します。　１　通学には、細心の注意を払い、保護者が一切の責任を負います。　２　変更の期間の満了後は、直ちに転校させます。 | 許可通知送付先□新しい住所□今までの住所 |

根拠規定　指定学校変更及び区域外就学取扱要綱